

## 【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年2月27日
【報告者の名称】	和光純薬工業株式会社
【報告者の所在地】	大阪府中央区道修町三丁目1番2号
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区道修町三丁目1番2号
【電話番号】	大阪(06)6203-3741
【事務連絡者氏名】	管理本部 経理部長 木下 正彦
【縦覧に供する場所】	和光純薬工業株式会社 (大阪府中央区道修町三丁目1番2号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、和光純薬工業株式会社を指します。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、富士フイルム株式会社を指します。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注7) 本書の記載において、日数又は日時の記事は、特段の記事がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

## 1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 富士フイルム株式会社  
所在地 東京都港区西麻布二丁目26番30号

## 2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

## 3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成28年12月15日開催の取締役会において、公開買付者による当社普通株式（但し、当社が所有する自己株式を含まないものとし、以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、後記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

今般、当社は、平成29年2月24日開催の取締役会において、平成28年12月15日開催の取締役会の判断を変更すべき事情は特段見受けられないと考え、当該判断を維持し、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

当社の意思決定の過程に係る詳細については、後記「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

#### 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、公開買付者の製品で活用される化成品等の安定供給を目的とした資本提携のため、昭和35年に当社株式を引き受け、その後の複数回の増資の引受け等を経て、本書提出日現在、当社株式3,170,050株（所有割合（注1）14.82%）を所有しているとのことです。

公開買付者が平成28年12月15日付プレスリリース「和光純薬工業株式会社株券に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」により公表しておりましたとおり、公開買付者は、平成28年12月15日開催の取締役会において、当社による本自己株式取得（注2）の完了後に、当社株式の全て（公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得し、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、平成29年2月27日を公開買付け開始日として本公開買付けを実施することを決議したとのことです。本公開買付けの実施につきましては、本自己株式取得の手続が完了していることのほか、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了していること等を条件としていたとのことです。今般、公開買付者は、これらの手続及び対応が完了し、本公開買付けが実施可能な状態となったことを確認したため、上記決議に従い、平成29年2月27日を公開買付け開始日として本公開買付けを実施するとのことです。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、12,547,242株を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。他方、公開買付者は、本公開買付けにおいて、当社株式の全てを取得することを目的としており、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。なお、買付予定数の下限である12,547,242株は、本書提出日現在における当社の親会社である武田薬品工業株式会社（以下「武田薬品工業」といいます。）（所有株式数：12,486,821株、所有割合58.39%）及び武田薬品工業の子会社である日本製薬株式会社（以下「日本製薬」といい、武田薬品工業と併せて「武田薬品工業グループ」と総称します。）（所有株式数：60,421株、所有割合0.28%）が所有する当社株式（以下「本応募合意株式」（注3）といいます。）の合計数（所有株式数：12,547,242株、所有割合58.67%）とのことです。

（注1） 「所有割合」とは、当社が平成28年12月13日に提出した第144期半期報告書（以下「当社第144期半期報告書」といいます。）に記載された平成28年9月30日現在の当社の発行済株式総数（33,342,320株）から、本書提出日現在において当社が所有する自己株式数（11,956,732株）を控除した株式数（21,385,588株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。なお、平成28年9月30日現在当社が所有する自己株式数は679,720株でしたが、当社のウェブサイト（<http://www.wako-chem.co.jp/>）上で公表された平成29年2月24日付プレスリリース「自己株式の取得結果および取得終了に関するお知らせ（会社法第156条第1項に基づく自己株式の取得）」（以下「当社本自己株式取得結果プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、当社は平成29年2月24日に、本自己株式取得により、当社株式11,277,012株の取得を完了しており、本書提出日現在にお

いて当社が所有する自己株式数は11,956,732株に増加しております。また、当社第144期半期報告書に記載された平成28年9月30日現在の当社の発行済株式総数(33,342,320株)から、平成28年9月30日現在、当社が所有する自己株式数(679,720株)を控除した株式数(32,662,600株)に占める割合(小数点以下第三位を四捨五入)を、以下「本自己株式取得前所有割合」といいます。

(注2) 「本自己株式取得」とは、当社のウェブサイト(<http://www.wako-chem.co.jp/>)上で公表された平成28年12月15日付プレスリリース「富士フィルム株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び自己株式の取得に関するお知らせ」に記載されている、当社が取得する当社株式の総数を11,364,967株(上限)、当社株式1株当たりの取得価格を本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)と同額の8,535円として、当社が実施した当社株式の取得をいいます。当社本自己株式取得結果プレスリリースに記載のとおり、平成29年2月6日開催の当社の臨時株主総会における会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第156条第1項に基づく自己株式取得に係る承認決議及びその後の取締役会決議に従い、本自己株式取得として、当社は平成29年2月24日に、当社株式11,277,012株の取得を完了しました。

(注3) 本自己株式取得の完了前において、武田薬品工業は当社株式23,148,821株(本自己株式取得前所有割合70.87%)、日本製薬は当社株式110,421株(本自己株式取得前所有割合0.34%)を所有していましたが、武田薬品工業及び日本製薬は、本自己株式取得に応募することにより、平成29年2月24日に、武田薬品工業は当社株式10,662,000株を、日本製薬は当社株式50,000株を、それぞれ当社に譲渡しています。

本公開買付けに際し、公開買付者は、武田薬品工業との間で、平成28年12月15日付で公開買付けの応募に関する契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結し、武田薬品工業が、本自己株式取得の完了後に自らが所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募する旨、及び、武田薬品工業の子会社である日本製薬をして、日本製薬が本自己株式取得の完了後に所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募させる旨の合意をしているとのことです(本応募契約の詳細については、後記「(4)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。)。本応募契約に基づき、武田薬品工業が所有する当社株式の全て(12,486,821株、所有割合58.39%)及び日本製薬が所有する当社株式の全て(60,421株、所有割合0.28%)が応募された場合、公開買付者が所有する当社株式の数は15,717,292株(所有割合73.49%)となるとのことです。

また、本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全てを取得できなかった場合であって、当社が本自己株式取得により武田薬品工業グループ及び公開買付者以外の株主(以下「少数株主」といいます。)から取得した当社株式数(565,012株)と、本応募合意株式を除く応募株券等の総数(少数株主が本公開買付けに応募した当社株式数)の合計数が、基準株式数(注4)(少数株主の所有する当社株式の過半数)以上となる条件(以下「本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件」といいます。)を充足したときには、公開買付者は、後記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、当社を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続を実施する予定とのことです。

(注4) 「基準株式数」とは、当社第144期半期報告書に記載された平成28年9月30日現在の当社の発行済株式総数(33,342,320株)から、平成28年9月30日現在、当社が所有する自己株式数(679,720株)、公開買付者が所有する当社株式数(3,170,050株)、及び武田薬品工業グループが所有する当社株式数(23,259,242株)を控除した株式数(6,233,308株)の過半数の当社株式数(3,116,655株)をいいます。

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針  
当社は、公開買付者より、本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針につき、以下の説明を受けております。

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、平成18年10月に、現富士フィルムホールディングス株式会社(以下「富士フィルムホールディングス」といいます。)を新設分割会社とする新設分割により、現富士フィルムホールディングスの全ての営業を承継して設立された、富士フィルムホールディングスの完全子会社とのことです。富士フィルムホールディングスは、昭和9年に写真フィルム製造の国産工業化計画に基づき大日本セルロイド株式会社(現株式会社ダイセル)の写真フィルム部の事業一切を分離継承して富士写真フィルム株式会社として設立された後、事業の多角化とグローバル化に積極的に取り組んできたとのことです。富士フィルムホールディングスグループは、現在、「わたしたちは、先進・独自の技術をもって、最高品質の商品やサービスを提供することにより、社会の文化・科学・産業の発展、健康増進、環境保持に貢献し、人々の生活の質のさらなる向上に寄与します。」との企業理念の下、イメージングソリューション、インフォメーションソリューション、ドキュメントソリューションを提供し、社会とお客様に信頼されるグローバル企業を目指しているとのことです。富士フ

イルムホールディングスは、昭和24年5月以降、東京、大阪、名古屋等の各証券取引所に上場し、現在は東京証券取引所の市場第一部のみに上場しているとのことです。

公開買付者及びその子会社・関連会社（以下「公開買付者グループ」といいます。）は、イメージングソリューション（カラーフィルム、デジタルカメラ、写真プリント用のカラーペーパー・サービス・機器、インスタントフォトシステム、光学デバイス等）、インフォメーションソリューション（メディカルシステム機材、ライフサイエンス製品、医薬品、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、電子材料等）という幅広い事業分野において、製品の開発、製造、販売、サービス等をグローバルに展開しているとのことです。

また、公開買付者グループは、富士フィルムホールディングスが策定した平成26年11月11日付中期経営計画「VISION2016」に基づき中長期的に安定成長できるビジネスポートフォリオの構築を進めており、「ヘルスケア」及び「高機能材料」の事業分野を成長ドライバーと位置付け、売上・利益・シェアの伸長等、事業拡大に取り組んでいるとのことです。公開買付者グループにおける「ヘルスケア」事業分野は、人々の健康に関わる「予防」「診断」「治療」の3つの領域においてビジネスを展開しているとのことです。「予防」の領域においては、平成18年に機能性化粧品や生活習慣の改善に寄与するサプリメントなどを発売し、広く人々の生活の質の向上に寄与する商品を中心に事業を拡大しているとのことです。「診断」の領域では、医療IT、内視鏡、超音波などの医療機器・システムにおいて、次々と領域を拡大してきたとのことです。「治療」の領域においても、医療用医薬品を展開する「富山化学工業株式会社」を富士フィルムホールディングスのグループ会社として迎え入れた後にバイオ医薬品の受託製造会社であるMSD Biologics (UK) Limited, Diosynth RTP Inc.及びKalon Biotherapeutics, LLCを買収し、医薬品事業の拡大を図っているとのことです。さらに、革新的な治療法として関心が高まっている再生医療の分野においても、日本の再生医療製品事業化のパイオニアである株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング（以下「J-TEC」といいます。）やiPS細胞の開発・製造の世界的なリーディングカンパニーである米国Cellular Dynamics International, Inc.（以下「CDI」といいます。）をグループ会社化し、再生医療製品の開発加速・事業領域の拡大を図る体制を整えて、重点事業分野である「ヘルスケア」事業の大きな飛躍を目指しているとのことです。また、「高機能材料」事業分野では、産業機材事業及び電子材料事業が相互に事業の安定化に貢献しており、安定成長できるビジネスポートフォリオの構築は順調に進捗しているとのことです。

一方、当社は、大正11年（1922年）に現武田薬品工業の化学薬品部門を分離し武田化学薬品株式会社として発足して以来、試薬、臨床検査薬及び化成品の製造・販売を主な事業領域とし、いずれの事業領域においても国内での強固な事業基盤により高い収益性を維持し、成長を続けています。現在、当社及びその子会社・関連会社（以下「当社グループ」といいます。）は、「科学技術の振興と学術研究の進展に寄与し、人々の豊かな暮らしに貢献する」との経営理念の下、研究者・医療関係者及び産業界の幅広い要請に応え、人々の豊かな暮らしに貢献することを目指しています。平成28年3月31日現在、当社グループは、当社、子会社10社及び関連会社6社で構成されております。当社グループの事業領域としては、試薬事業では、細胞培養に関連した試薬、遺伝子・タンパク質研究に関連した試薬、環境・食品分野に関連した分析関連試薬、及び有機合成用の試薬等の製造・販売を行い、化成品事業では、半導体分野、重合分野（主に高吸水性樹脂市場向け）、及び医薬品分野など、成長・拡大している市場において自社開発品の製造・販売と受託製造を行うほか、臨床検査薬事業では、自動分析装置用生化学検査薬、免疫システム及び微生物関連試薬の製造・販売を行っています。また、国内における販売・物流体制とともに、長年の実績と信頼に基づく顧客との強固な関係を有しております。

公開買付者と当社は、写真感光材料の生産に必要な発色剤等の化成品の供給等で長年に亘る取引関係があり、公開買付者が、昭和35年に公開買付者の製品で活用される化成品等の安定供給を目的に当社の増資を引き受けて資本提携を実施して以来、資本・事業の両面から強固な関係を維持してきました。

そのような中、公開買付者は、平成28年7月上旬、当社の親会社である武田薬品工業のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）から、武田薬品工業が所有する当社株式の取得に対する関心の有無について打診を受けて検討を開始し、平成28年7月中旬、武田薬品工業が実施した入札プロセスに参加したとのことです。その後、公開買付者は、平成28年8月下旬に第一次入札を通過したことから、平成28年8月下旬から同年10月中旬にかけて、当社の経営陣との面談を含む本格的なデュー・ディリジェンスを実施し、当社及び公開買付者双方の企業価値向上を目的とした中長期的な成長戦略と諸施策の検討並びに武田薬品工業から示された応募契約案などの検討を進めてきたとのことです。かかる検討の結果、公開買付者は、長年に亘る公開買付者と当社との資本関係・取引関係を基盤に、本取引を通じて、公開買付者グループが成長ドライバーと位置付ける「ヘルスケア」及び「高機能材料」事業を中心により一層強化し、また、さらなるシナジーの実現を目指すことが公開買付者と当社双方の今後の飛躍的な成長に資するという認識に至り、平成28年10月下旬に武田薬品工業に対して、本公開買付価格や本自己株式取得の諸条件を含む

本取引の諸条件を最終提案として提示したとのことです。これを受け、武田薬品工業は、公開買付者を当社株式譲渡先の最有力候補者と考えるに至ったとのことです。

平成28年11月上旬以降、公開買付者は、武田薬品工業との間で、本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引のスキームの詳細や本公開買付価格をはじめとする本公開買付けの諸条件について協議・交渉を重ね、本応募契約のその他の条件についても合意したことから、公開買付者は、武田薬品工業とのこれまでの本取引に関する協議・検討を踏まえて、平成28年12月15日開催の取締役会において、当社株式の全てを取得し、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする本取引の一環として、本公開買付けを実施することを決議し、同日付で武田薬品工業との間で本応募契約を締結したとのことです。また、武田薬品工業の平成28年12月15日付プレスリリース「和光純薬工業株式会社株式の富士フィルム株式会社への譲渡について」によれば、武田薬品工業は現在、グローバル製薬企業として持続的な成長の実現に向け、重点疾患領域である「オンコロジー（がん）」、「消化器系疾患領域」、「中枢神経系疾患領域」及び「ワクチン」への研究開発資源の重点的な配分を通じてイノベーションを推進することで、革新的な新薬の創出を目指しているとのことであり、このような状況の下、武田薬品工業は、当社の今後の事業発展を慎重に検討した結果、当社と長年の資本関係・取引関係を有し、「ヘルスケア」及び「高機能材料」事業を中長期的な成長の柱とする公開買付者のサポートの下、事業成長を加速していくことが当社のより一層の発展に繋がると考え、公開買付者への当社株式の譲渡を目的として、公開買付者との間で本応募契約を締結したとのことです。なお、本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引のスキームは、それぞれの事情により本公開買付けではなく本自己株式取得への申込みを希望する当社株主に対しても広く売却の機会を付与するものであることを踏まえて、公開買付者及び武田薬品工業が協議の上で、武田薬品工業を通じて当社に提案したものととのことです。

本公開買付けの実施につきましては、本自己株式取得の手続が完了していること、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了していること等を条件としておりましたが、今般、これらの手続及び対応が完了し、本公開買付けが実施可能な状態となったことを確認したため、平成28年12月15日開催の取締役会決議に従い、公開買付者は、本公開買付けを平成29年2月27日に開始するとのことです。

#### 本公開買付け後の経営方針

本公開買付けが成立した場合には、公開買付者は、当社株式を所有割合で70%以上所有し、当社を子会社化することになります。

公開買付者グループが成長ドライバーと位置付ける「ヘルスケア」及び「高機能材料」の事業分野において、当社は、豊富な製品群と実績、強固なユーザーとの関係や販売網を有する国内のトップクラスの企業であり、当社が公開買付者グループに加わることは、公開買付者グループが同事業分野での事業拡大を実現する上で大きな戦略的意義を持ち、以下のとおり、様々なシナジーを実現できると考えているとのことです。

#### ( ) 「ヘルスケア」事業分野におけるシナジー

- (a) 再生医療事業では、公開買付者グループには、iPS細胞の開発・製造のリーディングカンパニーであるCDI、国内で最初に再生医療製品を上市したJ-TECが存在するとのことです。公開買付者グループは、iPS細胞作製などに関する主要特許や細胞の開発・製造ノウハウ、さらに細胞培養に必要な足場材（注1）、一定条件生産技術や微小環境でのコントロール技術など、再生医療に必要な技術やノウハウを持っているとのことです。今回、これらに当社の製品である培地（注2）を加えることで、再生医療に必要な主要要素の全てを自社グループで保有することになるとのことです。今後、当社が試薬メーカーとして培った少量多品種生産の技術を活かし、各種細胞の培養に最適な高機能カスタマイズ培地の開発を進め、さらに当社とCDI及びJ-TECとの連携により、再生医療事業の発展を加速させていくとのことです。
- (b) メディカルシステム事業の体外診断分野では、公開買付者グループは、血液中の化学成分を正確かつ高精度に測定できる臨床化学分析システムやインフルエンザウイルスを高感度で検出できる免疫診断システムなど体外診断システムを展開し、同システムの売上を年率10%以上で伸長させているとのことです。今回、当社が持つ免疫分析装置や生化学分析試薬などの製品群を加えることで、クリニックから大病院までのニーズに対応できる製品ラインアップを拡大させるとのことです。さらに院内検査を実施している国内のほぼ全ての施設にアクセスできる当社の営業網と、画像診断装置をはじめとした医療機器や医療ITシステムなどの販売を通じて構築した公開買付者グループの海外ネットワークを活かして、それぞれのルートで相互に製品を拡販していくとのことです。
- (c) 医薬品事業の開発製造受託分野では、公開買付者グループは、FUJIFILM Diosynth Biotechnologiesでバイオ医薬品の開発製造受託を行っており、また富士フィルムファインケミカルズ株式会社では低分子医薬品の開発製造受託を展開しているとのことです。今回、当社の化学合成技術や培地の生産技術などと、公開買付者グループが持つ低分子医薬の化学合成技術やバイオ医薬品の生産技術などを活用して、医薬品の開発製造受託ビジネスを拡大させていくとのことです。

#### ( ) 「高機能材料」事業分野におけるシナジー

- (a) 電子材料事業では、公開買付者グループは、フォトレジスト（注3）やイメージセンサー用材料、CMPスラリー（注4）などの半導体材料製品をラインアップし、なかでも最先端の半導体材料分野で競争力の高い製品を供給することで、年率10%以上の売上成長を実現しているとのことです。今回、当社が持つ、半導体の生産プロセスで使用される洗浄剤などを加えて、電子材料事業のさらなる成長を図るとのことです。
- (b) 産業機材事業では、公開買付者グループが写真フィルムなどで培ってきた20万種の化合物ライブラリを当社の試薬ビジネスに活用していくとのことです。さらに、公開買付者グループの高度な化学合成技術を駆使して、新規高機能試薬、高い競争力を持つ当社の重合開始剤の次世代品などの開発を進めるとともに、公開買付者グループの海外ネットワークを活用して、化成品ビジネスをグローバルに拡大していくとのことです。

- (注1) 細胞の外側にあるコラーゲンなどのタンパク質。細胞と細胞の間を満たし、生体組織を支持するだけでなく、細胞の増殖、分化などの調整にも重要な役割を果たしている。
- (注2) 動物細胞や微生物を増殖させるプロセス（培養）において、動物細胞や微生物に栄養素を与えて生育環境を整えるために用いられる。動物細胞や微生物の種類によって成分を工夫することで、細胞の増殖性やタンパク質の産生量を向上させることができる。
- (注3) 半導体製造の前工程で、回路パターンの描画を行う際にウエハー上に塗布する材料。
- (注4) Chemical Mechanical Polishing（化学的機械研磨）の略。CMPスラリーとは、半導体の製造プロセスで使用されるウエハーを平坦化するための研磨剤。

公開買付者によれば、これらのシナジーは、当社を公開買付者の子会社にするにより、当社及び公開買付者にて密に経営戦略・事業戦略を議論することが可能になり、互いの経営資源をこれまで以上に活用できる関係になるからこそ実現可能であると考えているとのことです。また、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、原則として、当社の役員・従業員の地位及び雇用条件を一定期間維持し、当社の試薬事業、臨床検査薬事業及び化成品事業を一体として継続しつつ、公開買付者の既存事業とのシナジーを発揮してこれらの事業を推進することを予定しているとのことです。当社経営陣と協議し、当社と公開買付者の連携を更に深め、両社の企業価値向上に資する施策、シナジー発現及び事業成長の加速に最適な経営体制を構築していきたいと考えているとのことです。公開買付者としては、シナジーの早期発現に向けて、両社でより密に協議していく体制を構築すべく、本公開買付け成立後、公開買付者から適切な数の役員及び従業員を当社に派遣することを検討しているとのことです。派遣する役員及び従業員の具体的な人数及び人選等の詳細は未定とのことです。当社独自の企業文化、経営の自主性等を尊重しつつ、当社を含めた公開買付者グループが一丸となり事業の継続的な発展に取り組んでいくことが重要と考えているとのことです。

なお、公開買付者は、後記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充足することを条件に、当社株式の全てを取得し、当社を公開買付者の完全子会社とすることを予定しているとのことです。但し、後記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合であっても、本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充足しなかったときには、公開買付者は、本応募契約において、当面の間、当社株式の全ての取得を目的とした手続を実施しない義務を負っていますので、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様は、本公開買付け後も引き続き当社の株主としての地位を有することになるとのことです。

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由

当社は、平成28年11月上旬、武田薬品工業を通じて、武田薬品工業と公開買付者が協議した条件による本自己株式取得及び公開買付者による本公開買付けを含む本取引に関する提案を受け、後記「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の各措置を講じた上で、当社、武田薬品工業グループ及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）から取得した株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書」といいます。）の内容並びに当社、武田薬品工業グループ及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所（以下「TMI」といいます。）から受けた法的助言を踏まえ、本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引について、慎重に協議及び検討を行いました。本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引を総合的に検討した結果、当社は、当社が公開買付者の子会社となることによって、( )公開買付者グループが有する海外販売拠点の活用により、当社の製品のより一層の拡販を図ることが可能となること、( )公開買付者グループの技術スタッフとの協働により、電子材料等の化成品や培地等のライフサイエンス分野における技術開発力強化を期待することができること、及び( )公開買付者グループとの共同調達を推進することにより調達コストの低減を図ることが可能となることから、本取引は当社の企業価値向上に資するものであると判断しました。

また、( )当社株式は、金融商品取引所に上場しておらず、譲渡する機会が限定されていること、及び( )本公開買付価格が、当社株式価値算定書における類似上場会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)に基づく算定結果のレンジの上限を上回っていることを総合的に勘案し、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上より、当社は、平成28年12月15日開催の取締役会において、本自己株式取得に係る議案を平成29年2月6日開催予定の臨時株主総会に付議する旨、及び本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

また、当社は、平成29年2月24日開催の取締役会において、平成28年12月15日開催の取締役会の判断を変更すべき事情は特段見受けられないと考え、当該判断を維持し、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議しております。

上記各取締役会決議の詳細については、後記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

### (3) 算定に関する事項

当社は、公開買付者から提示された本公開買付価格を検討し、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社、武田薬品工業グループ及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるS M B C日興証券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼しました。

S M B C日興証券は、当社株式の株式価値の各種評価手法を検討した結果、類似上場会社比較法及びDCF法を用いて、当社株式の株式価値の算定を行い、当社はS M B C日興証券から平成28年12月14日に当社株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、S M B C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していません。また、S M B C日興証券は、当社、武田薬品工業グループ及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していません。

S M B C日興証券によれば、当社株式の株式価値算定にあたり、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

類似上場会社比較法	5,040円から5,650円
DCF法	4,153円から4,746円

類似上場会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて当社株式の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲を、5,040円から5,650円までと算定しています。

DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成29年3月期以降に当社が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を、4,153円から4,746円までと算定しています。なお、S M B C日興証券は、当社の指示に従い、当社株式の価値の算定の前提として本自己株式取得が実施されることを考慮していません。

### (4) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、武田薬品工業との間で、平成28年12月15日付で本応募契約を締結し、武田薬品工業が、本自己株式取得の完了後に自らが所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募する旨を合意したとのことです。また、本応募契約においては、武田薬品工業は、その子会社である日本製薬をして、日本製薬が本自己株式取得の完了後に所有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募させる旨も合意しているとのことです。本自己株式取得の結果、本書提出日現在、武田薬品工業は当社株式12,486,821株を、日本製薬は当社株式60,421株を、それぞれ所有しており、本応募合意株式の合計は、12,547,242株(所有割合58.67%)とのことです。

本応募契約においては、武田薬品工業グループによる当社株式の応募の前提条件として、本公開買付けが適法かつ有効に開始されており、撤回されていないこと、本応募契約に基づく公開買付者の表明及び保証の全てが重要な点で真実かつ正確であること(注1)、本公開買付けを制限又は禁止する旨の法令等又は司法判断等が存在しないこと、並びに公開買付者が、本応募契約により、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「本公開買付期間」といいます。)の開始日前に履行すること又は遵守することが要求されている全ての合意、誓約及び条件を履行し、遵守していること(注2)が定められているとのことです。なお、武田薬品工業が、その任意の裁量により、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、自らの判断で本公開買付けに応募すること及び日本製薬をして応募させることは制限されていないとのことです。

(注1) 公開買付者は、本応募契約において、武田薬品工業に対して、( )本応募契約締結日、本公開買付期間の開始日及び本公開買付けに係る決済の開始日において、公開買付者の適法な設立及び有効な存続、

本応募契約の締結及び履行に必要な権限の存在及び必要な手続の履践、本応募契約の法的拘束力及び強制執行可能性、本応募契約の締結及び義務の履行並びに本公開買付けの実施が法令等に違反するものではないこと、本応募契約の締結及び義務の履行並びに本公開買付けの実施のために本応募契約の締結日及び本公開買付けの開始日までに必要な許認可等を取得していること、並びに( )本公開買付けに係る決済の開始日における公開買付者の支払能力について表明及び保証をしているとのことです。

- (注2) 公開買付者は、本応募契約において、本公開買付け期間の開始日前の義務として、本応募契約上の公開買付者の表明保証違反、武田薬品工業の義務の前提条件不充足若しくは公開買付者の義務違反の事実又はこれらのおそれが判明した場合の武田薬品工業への通知義務、秘密保持義務、本応募契約上の表明保証違反又は義務違反による補償義務、本応募契約の作成、締結及び履行に関連して公開買付者が支出する費用(アドバイザーの報酬、送金費用等を含みます。)を自ら負担する義務、本応募契約上の権利義務の譲渡禁止義務、並びに誠実協議義務を負っているとのことです。

上記に加えて、公開買付者は、本応募契約において、本公開買付けが成立した場合であって、( )本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を満たさなかったときには、当面の間、当社株式の全ての取得を目的とした手続を実施しない義務及び( )本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を満たし当社株式の全ての取得を目的とした手続を行うときには、公開買付者の完全親会社である富士フィルムホールディングスの普通株式(以下「公開買付者親会社普通株式」といいます。)を対価とする株式交換の方法により行う義務等を負っているとのことです。

なお、本応募契約においては、本公開買付け以外の第三者による当社株式に対する公開買付け(以下「対抗公開買付け」といいます。)が開始された場合で、対抗公開買付けの買付け等の価格が本公開買付け価格を大幅に上回る場合など、公開買付者の実施する本公開買付けに応募することが、武田薬品工業の取締役の善管注意義務に違反するおそれが高いと合理的に判断される旨の弁護士からの意見書を取得した上で武田薬品工業がその旨合理的に判断し、当該意見書が武田薬品工業から公開買付者に交付された場合には、武田薬品工業グループは、公開買付者の実施する本公開買付けに応募しないことができ、既に応募している場合には応募を撤回することができるものとされているとのことです。

#### (5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

当社は公開買付者より、本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、前記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」に記載のとおり、本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充足することを条件に、当社株式の全てを取得し、当社を公開買付者の完全子会社とすることを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全てを取得できなかった場合であって、本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充足したときには、公開買付者は、本公開買付けが成立した後に遅滞なく、当社との間で、公開買付者を完全親会社とし、当社を完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施することにより、公開買付者が当社株式の全てを取得することを企図しているとのことです。

本株式交換においては、公開買付者を除く当社の株主の皆様が所有する当社株式の対価として公開買付者親会社普通株式を交付することを予定しており、法定の必要手続を踏むことにより、本公開買付けに応募されなかった当社株式の全て(本株式交換の効力発生の直前の時点において公開買付者が所有する当社株式を除きます。)は公開買付者親会社普通株式と交換され、公開買付者親会社普通株式1株以上を割り当てられた当社の株主の皆様は、富士フィルムホールディングスの株主となります(いわゆる「三角株式交換」)。

これは、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募いただくことで、より早期の金銭による対価を受領する機会を提供するとともに、本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充足したときには、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様には、公開買付者親会社普通株式を所有することで、当社を含む富士フィルムホールディングスグループの事業の価値向上の利益等を共に享受していただけるよう、本公開買付け後に予定している本株式交換によって新たに富士フィルムホールディングスの株主となっていただくという選択も可能としたものとのことです。

なお、本公開買付けが成立した場合であっても、本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充足しなかったときには、公開買付者は、本応募契約において、当面の間、当社株式の全ての取得を目的とした手続を実施しない義務を負っていますので、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様は、本公開買付け後も引き続き当社の株主としての地位を有することになるとのことです。

本株式交換においては、公開買付者が本株式交換の対価として交付する公開買付者親会社普通株式の数に当該株式の1株当たり純資産額を乗じて得た金額の公開買付者の純資産額に対する割合が5分の1を超えないことが見込まれることから、いわゆる交換差損が生じる場合(注)を除き、本株式交換は、会社法第796条第2項本文に定める簡易株式交換により、公開買付者における株主総会の承認を受けずに実施される予定とのことです。仮に公開買付者における株主総会の承認決議が必要な場合でも、公開買付者の完全親会社である富士フィルムホールディングスによる賛成により公開買付者の株主総会での承認は得られる予定とのことです。また、本公開買付けを通じて公開買付者が当社の総議決権の90%以上を有する特別支配会社となった場合、本株式交換は、会社法第784条第1



項本文に定める略式株式交換により、当社における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があるとのことです。本株式交換が当社における株主総会の承認決議を経て行われる場合には、公開買付者は、当社に対して、本株式交換の承認議案を付議議案に含む株主総会を開催し、本株式交換の承認議案を上程することを要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、上記の株主総会において上記の本株式交換の承認議案に賛成する予定とのことです。

本株式交換における株式交換比率は、本公開買付け終了後に、公開買付者と当社が、それぞれの株主の皆様利益に十分に配慮して協議の上で決定することを予定しておりますが、本株式交換により当社の株主の皆様が受け取る対価（公開買付者親会社普通株式。但し、受け取るべき公開買付者親会社普通株式の数に1株未満の端数がある場合、一定の端数調整金を分配することになるとのことです。）を決定する前提となる当社株式の評価は、本公開買付け価格と同一の価格にする予定とのことです。本株式交換に際しては、完全子会社となる当社の株主の皆様は、会社法その他関連法令の定めに従い、当社に対して株式買取請求を行うことができます。この場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

また、本公開買付けへの応募又は本株式交換における税務上の取扱いについては、株主の皆様各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

（注） 本株式交換において公開買付者が当社株主に対して交付する公開買付者親会社普通株式の帳簿価額が、公開買付者が取得する当社株式の額として会社法施行規則第195条第5項で定める額を超えている場合があります。

#### (6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、公開買付者が本取引を通じて当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること、及び本自己株式取得の完了前において当社の親会社として当社株式23,148,821株（本自己株式取得前所有割合70.87%）を所有していた武田薬品工業が公開買付者との間で本応募契約を締結していることを考慮して、当社の株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施いたしました。

##### 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、公開買付者から提示された本公開買付け価格を検討し、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社、武田薬品工業グループ及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるS M B C日興証券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、平成28年12月14日付で当社株式価値算定書を取得しました。当社株式価値算定書の概要は、前記「(3) 算定に関する事項」をご参照ください。

##### 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程における公正性を確保するため、当社、武田薬品工業グループ及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーであるT M Iを選任し、T M Iから、本公開買付けに関する意思決定方法・過程その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けております。

なお、T M Iは、当社、武田薬品工業グループ及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。

##### 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、S M B C日興証券から取得した当社株式価値算定書の内容及びT M Iから得た法的助言を踏まえ、本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引について、慎重に協議及び検討を行いました。

本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引を総合的に検討した結果、当社は、当社が公開買付者の子会社となることによって、( )公開買付者グループが有する海外販売拠点の活用により、当社の製品のより一層の拡販を図ることが可能となること、( )公開買付者グループの技術スタッフとの協働により、電子材料等の化成品や培地等のライフサイエンス分野における技術開発力強化を期待することができること、及び( )公開買付者グループとの共同調達を推進することにより調達コストの低減を図ることが可能となることから、本取引は当社の企業価値向上に資するものであると判断しました。

また、( )当社株式は、金融商品取引所に上場しておらず、譲渡する機会が限定されていること、及び( )本公開買付け価格が、当社株式価値算定書における類似上場会社比較法及びD C F法に基づく算定結果のレンジの上限を上回っていることを総合的に勘案し、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上より、当社は、平成28年12月15日開催の取締役会において、本自己株式取得に係る議案を平成29年2月6日開催予定の臨時株主総会に付議する旨、及び本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

さらに、当社は、平成29年2月24日開催の取締役会において、平成28年12月15日開催の取締役会の判断を変更すべき事情は特段見受けられないと考え、当該判断を維持し、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議しております。

上記各取締役会決議は、当社取締役全員（7名）が参加し、取締役全員的一致により決議されております。また、平成28年12月15日開催の取締役会においては、当社の監査役4名のうち眞谷俊誠氏を除く3名が、上記決議に異議がない旨の意見を述べており、平成29年2月24日開催の取締役会においては、当社の監査役4名のうち眞谷俊誠氏及び高原宏氏を除く2名が、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、当社監査役である眞谷俊誠氏は、武田薬品工業の従業員を兼任していることを踏まえ、利益相反の疑いを回避する観点から、当社の上記各取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する審議に参加しておらず、上記各取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。また、当社監査役である高原宏氏は、業務上の都合により平成29年2月24日開催の取締役会を欠席しておりますが、当社は、当該取締役会に先立ち、同氏より上記決議に異議がない旨の意見を得ております。

#### 4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	議決権の数（個）
小畠 伸三	代表取締役社長	社長	13,100	13
小林 達也	取締役	副社長	10,000	10
花田 寿郎	取締役	専務執行役員 臨床検査薬事業部長	10,000	10
白木 一夫	取締役	専務執行役員 試薬化成品事業部長	8,000	8
三浦 正寛	取締役	執行役員 試薬化成品副事業部長 (兼)事業本部長	5,000	5
山岡 眞	取締役	-	-	-
魚住 泰宏	取締役	-	-	-
多根 亨	常勤監査役	-	3,000	3
高原 宏	監査役	-	-	-
岡山 栄雄	監査役	-	-	-
眞谷 俊誠	監査役	-	-	-
計	-	-	49,100	49

(注1) 所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

(注2) 取締役のうち、山岡眞及び魚住泰宏は社外取締役であります。

(注3) 監査役のうち、高原宏及び岡山栄雄は社外監査役であります。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。